

三豊市男女共同参画推進条例

（解 説）

三 豊 市



目 次

前文	1
第1章 総則	
第1条 目的	2
第2条 定義	2－5
第3条 基本理念	5－6
第4条 市の責務	6－7
第5条 市民の責務	7
第6条 事業者の責務	7－8
第7条 市民団体の責務	8
第8条 教育関係者の責務	8
第2章 行為の制限	
第9条 性別による差別的取扱い等の禁止	8－9
第10条 情報の表示における表現の配慮	10
第3章 基本的施策	
第11条 男女共同参画プラン	10－11
第12条 広報啓発活動	11
第13条 教育の充実及び学習の推進	11
第14条 推進体制の整備	12
第15条 市民及び事業者の活動支援	12
第16条 ワーク・ライフ・バランスの促進	12－13
第17条 防災における男女共同参画の促進	13
第18条 積極的改善措置	13
第19条 調査研究	13－14
第20条 実施状況の公表	14
第21条 相談及び苦情の対応	14－15
第4章 雑則	
第22条 委任	15

(前文)

私たちの住む三豊市は、備讃瀬戸をのぞむ美しい海岸線、三豊平野、讃岐山脈など、海から山まで多彩な自然環境に恵まれ、歴史ある豊かな文化を持つまちです。このまちで、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任や利益を分かち合えること、また性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できること、そして「三豊が一番」と誰もが安心して生活できるまちを実現することが、私たち市民の願いです。

本市においては、男女共同参画社会の実現のため、「三豊市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画の推進に向けた様々な取組を進めてきました。

しかしながら、性別による固定的役割分担の意識は依然根強く、一人ひとりの個性や能力を発揮する機会を奪う要因や解決しなければならない課題が多く残されています。

このような課題を解決し人権尊重のまちづくりを推進するためには、自らの意思で社会のあらゆる分野に参画することのできる男女共同参画社会の実現に向けた一層の努力が求められています。

ここに、本市が市民や事業者、関係機関、団体等の協働により、“一人ひとりが自分らしく輝くために”を基本理念に男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定します。

【前文解説】

前文では、市の条例を制定するに至った経緯や社会的背景、条例の必要性など条例制定の趣旨を示しています。また市の男女共同参画の理念と方向性を明らかにするとともに、男女共同参画社会の実現に向けて、市が市民や事業者、関係機関、団体等と協働して共に取り組んでいこうという決意を示しています。

第1章 総則（第1条―第8条）

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市並びに市民、事業者、市民団体及び教育関係者（以下「市民等」という。）の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策について基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

【第1条（目的）解説】

男女共同参画を推進するための基本理念、市と市民等（市民、事業者、市民団体および教育関係者）の責務を明らかにし、市の施策の基本事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進することで、男女共同参画社会を実現することを規定しています。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野（以下「あらゆる分野」という。）における活動に参画する機会が確保され、その個性と能力を発揮することにより、均等に成果及び利益を受け、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 あらゆる分野の活動に参画する機会において、男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市の区域内に在住、在勤又は在学をする個人をいう。
- (4) 事業者 市の区域内において、営利又は非営利を問わず、事業その他の活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (5) 市民団体 市の区域内において活動を行う団体をいう。
- (6) 教育関係者 学校教育をはじめ、家庭、地域、職場その他の社会のあらゆる場において行われる教育に携わる者をいう。

若しくは行為を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

(7) ワーク・ライフ・バランス 仕事と生活の調和をいい、やりがい及び充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭、地域社会等においても子育て期、中高年期等の人生の各段階に応じた多様な生き方を選択し、実現できることをいう。

(8) ドメスティック・バイオレンス 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び生活の本拠を共にする交際をする関係にある者を含む。以下この号において同じ。）若しくは配偶者であった者又はこれらに準ずる親しい関係にある者からの身体的、精神的、経済的、社会的又は性的な暴力をいう。

(9) セクシュアル・ハラスメント 職場、学校その他の社会的関係が生じる場において、相手の意に反した性的な言葉若しくは行為によって、当該言動を受けた者に苦痛若しくは不快感を与え、その者の生活環境を害すること又は性的な言葉若しくは行為を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

【第2条（定義）解説】

この条例を共通の解釈のもとで運用していくために、主要な用語及び重要な意味をもつ用語の定義を規定しています。

(1) 「男女共同参画」とは、男女が性別にかかわらず、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、ともに責任を担うことをいいます。

「参画」とは、単に参加することだけではなく、政策・方針の決定、企画立案の過程に積極的に加わるなど、主体的な参加姿勢を示しています。

(2) 「積極的改善措置」とは、「ポジティブ・アクション」ともいいます。これまでの歴史において、様々な分野ですでに男女の参画する機会に格差がある場合、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対して、作為的に法的な保護を与えることにより、やがて男女が対等な関係になるようにするものです。例えば、積極的に採用や登用するなどの措置を行うことをいいます。

(3)この条例で用いる「市民」とは、市内に居住する者、市内に居住していないが在勤または在学する者をいいます。条例は、その効力が、市内に限られていることから、条例における「市民」は、市に住所を有する人のことを指すのが原則ですが、この条例を制定する趣旨が、市民に対して罰則を課すものではなく、市と市民等（市民・事業者・市民団体及び教育関係者）が役割を担い合い、協働して男女共同参画を推進することを趣旨としていることから、条例全体を通じて「市民」を広く捉えることにしました。

(4)ここでいう「事業者」とは、営利目的あるいは公益目的にかかわらず、市内に事務所又は事業所を有し、事業等を行う個人、法人その他の団体をいいます。「法人」の中には、いわゆる会社・企業だけでなく、その集合体である商工会のような公益社団法人も含みます。事業を営む者の多くが労働者を雇用しており、市民としての立場以上に他者に与える影響が大きいことを踏まえて、特に市民と分けて規定しているものです。

(5)「市民団体」とは、自治会などの地縁による組織及び集団、または社会的、自主的に活動する組織及び集団を総称して「市民団体」として定義しています。具体的には、自治会をはじめ社会福祉協議会、NPO法人、ボランティア団体、自主防災組織、子ども会、老人会などの団体が含まれます。

(6)「教育関係者」とは、教育が意識形成に及ぼす影響は極めて強いと考えられることから、幼いうちから社会的及び文化的に形成された性差にとらわれない育て方が求められます。よって、家庭、学校、社会教育その他市内において教育に携わる者を広く捉えることにしました。

(7)「ワーク・ライフ・バランス」とは、一人ひとりが、やりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをいいます。

(8)「ドメスティック・バイオレンス」とは、配偶者やパートナー等親密な関係にあるまたはあった者から、殴るなどの身体的な暴力のほか、脅す、ののしるなどの精神的な暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、望まない性行為を強要するなどの性的暴力などを含めて定めています。男女共同参画社会の実現にとって、性別に起因する暴力行為の根絶は重要な課題となっています。

(9)「セクシャル・ハラスメント」とは、職場、学校、地域などで、受け手側にとって不快で歓迎されない性的言動が、その者の仕事などに悪影響を与えるものと定義しています。雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）第 11 条では、セクシャル・ハラスメントは、雇用管理上の措置として規定されていますが、本条例では、職場に限定せず、あらゆる場に関わりうるセクシャル・ハラスメントを対象としています。

（基本理念）

第 3 条 男女共同参画推進のための基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 男女が性別による差別的な取扱いを受けることなく、個人として人権を尊重すること。
- (2) 男女の性の違いを認めた上で、性別による固定的な役割分担の考え、制度及び慣行を見直し、男女の社会における活動についての自由な選択が妨げられることのないよう配慮すること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における方針の立案及び決定過程に共同して参画する機会を確保すること。
- (4) 男女が互いの協力と社会の支援の下、家事、子育て、介護等の家庭生活における活動とその他の社会生活における活動とを両立して行うことができるようにすること。
- (5) 男女がそれぞれの身体的特徴についての理解を深め、妊娠・出産等に関する事項について、互いの意思を尊重するとともに、生涯にわたり健康な生活を営むことができるように配慮すること。
- (6) 男女の性別にとどまらず、性同一性障害を有する人その他のあらゆる人の人権についても、配慮すること。
- (7) 男女共同参画社会の形成のための国際的な取組に対し、連携し、及び協力すること。

【第 3 条（基本理念）解説】

男女共同参画を推進する上で基本的姿勢と基本的考え方を示しています。

(1)男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の性別による差別をなくし、男女が個人として能力を発揮する機会を確保することを基本理念として位置づけてい

ます。

(2) 社会における制度や慣行には、「男は仕事、女は家庭」に代表されるように、現在においても性による役割分担が根強く残っています。現代社会に今なお残るこれらの社会制度や慣行を見直し、こうした偏見を、社会全体が意識し、男女の社会における活動の選択に影響を及ぼすことのないよう配慮することを定めたものです。

(3) 男女があらゆる分野において、政策や方針の立案、決定、実施等に対等な立場で参画し、それぞれの意見を反映させる機会を確保することが必要です。

(4) 共働き家庭の増加や就労形態の多様化、核家族化などに伴い、家事、子育て、家族の介護などの家庭生活における活動について、家族の一員として、その役割を円滑に果たし、家庭と社会活動の両立を互いに認め合うことが求められています。

(5) 男女が、互いに性に関する理解を深め、妊娠や出産を含め、生涯にわたって身体的、精神的及び社会的に健康に生活できるようにすること、またそれらに関し双方の意思が基本的に尊重される権利を有することを定めたものです。

特に女性は、妊娠や出産をする可能性があることもあり、思春期、妊娠期、出産期、更年期、高齢期等生涯を通じた健康保持が重要です。

(6) 人権の尊重のためには、男女の区分では解決できない性に配慮する必要があるため記述しています。多様な性のあり方が存在する中、あらゆる人の人権が尊重されるよう配慮されなければならないことを定めています。

(7) 男女共同参画の推進は、国際社会の取組みと連動して進められてきており、今後も、国や県と歩調を合わせながら、情報収集や情報提供に努め、世界的な視野のもとに行っていくことが大切です。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的かつ計画的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、国及び県その他の地方公共団体と連携するとともに、市民等と協働して取り組まなければならない。

- 3 市は、自ら率先して男女共同参画の推進のために体制及び環境を整備し、必要な措置を講じるものとする。

【第4条（市の責務）解説】

市は、男女共同参画を推進するための施策を総合的かつ計画的に実施します。その実施にあたっては、市民や事業者等と協力・連携しながら推進するため、体制を整備し、男女共同参画を推進していく責務を負います。

また、国や県の関係機関等と施策の実施などについて協力・連携を図っていきます。

（市民の責務）

第5条 市民は、男女共同参画について理解を深め、基本理念に基づき、あらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【第5条（市民の責務）解説】

男女共同参画を推進するためには、市民一人ひとりの理解と協力が不可欠であることから、市民自ら男女共同参画に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画施策への協力に努めるものとします。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念に基づき、男女が職場における活動に平等に参画する機会の確保及びワーク・ライフ・バランスに配慮し、その事業活動において、平等に能力を発揮できる機会を確保し、男女共に子育て、介護その他の家庭生活と職業生活とを両立して行えるよう職場環境の整備に努めるものとする。

【第6条（事業者の責務）解説】

職場における男女共同参画の推進には、事業者の理解と協力が不可欠であることから、女性の活躍推進や仕事と家庭生活の両立など事業者の主体的な取組

みとともに、市が実施する男女共同参画施策への協力に努めるものとします。

（市民団体の責務）

第7条 市民団体は、基本理念に基づき、その団体活動において男女が対等に参画できる機会を確保するとともに、男女共同参画の推進に努めなければならない。

【第7条（市民団体の責務）解説】

地域社会には、自治会、PTAをはじめ市民が関わる各種の活動団体があり、地域づくりに重要な役割を担っていることから、市民団体として主体的な取り組みとともに、市が実施する男女共同参画施策への協力に努めるものとします。

（教育関係者の責務）

第8条 教育関係者は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進において教育の果たす役割の重要性を深く認識し教育を行うよう努めなければならない。

2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【第8条（教育関係者の責務）解説】

男女共同参画社会の実現において、教育の果たす役割は極めて重要です。教育は市民の意識や価値観に大きな影響力を持つことから、家庭教育、社会教育、その他あらゆる教育に携わる者が男女共同参画の理念を理解し、あらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を取り入れていくことが必要であると考えます。

第2章 行為の制限（第9条・10条）

（性別による差別的取扱い等の禁止）

第9条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他社会のあらゆる場において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 性別を理由とした差別的取扱い
- (2) ドメスティック・バイオレンス
- (3) セクシュアル・ハラスメント
- (4) 妊娠又は出産を理由とする不利益な取扱い

【第9条（性別による差別的取扱い等の禁止）解説】

性別による差別的取扱いの禁止等を定めたもので、性別による差別が雇用の分野での差別だけでなく、様々な場面で人間関係を含む深刻な問題となっていることから、自分らしく生きる権利を阻むような差別的取扱いについても、あらゆる場面において行ってはならないことを明らかにしています

(1)「性別を理由とした差別的取扱い」とは、直接的であるか間接的であるかを問わず、また差別の意図や能力に関係なく、結果として性差別となるものを含みます。例えば、本人の意欲や能力に関わりなく、「高度な判断力を必要とする」仕事に対して、女性は「感情的、消極的」とか「依頼心が強い」などとして女性を配置しないという雇用慣行がその一例として挙げられます。

(2)全ての人は、個人として尊重されなければなりません。男女共同参画の推進においては、男女が互いにその人権を尊重することは最も重要なことです。近年、DV法（配偶者からの暴力の禁止を規定した法律）やストーカー法（いわゆるつきまとい等の禁止を規定した法律）の施行により、家庭内外の暴力への規制が強化されてきています。本市においても、これらの暴力をなくすことが重要課題であり、取り組んでいく必要があります。

(3)「改正雇用機会均等法」におけるセクシャル・ハラスメントは、職場での言動を対象としています。この条例では、学校や地域活動などあらゆる分野におけるものを含みます。

(4)妊娠・出産に対しての不当な取扱いは、許されるものではありません。あらゆる分野において、妊娠・出産に対してすべての方が理解し対応する必要があります。

(情報の表示における表現の配慮)

第10条 全ての人は、広く市民を対象として表示する情報について、次に掲げる表現を行わないよう努めなければならない。

- (1) 性別による固定的な役割分担を助長する表現
- (2) 男女間の暴力を助長する表現
- (3) 過度な性的表現

【第10条（情報の表示における表現の配慮）解説】

ポスター・広告など公衆に表示する情報は、人々の意識に大きな影響を及ぼす可能性があります。公衆に表示する情報は、男女の人権を尊重した表現を行うよう、自主的に配慮することが必要とされます。

第3章 基本的施策（第11条―第21条）

(男女共同参画プラン)

第11条 市は、男女共同参画の推進に関する施策等を総合的かつ計画的に推進するため、三豊市男女共同参画プラン（以下「プラン」という。）を策定する。

- 2 市は、プランを策定するに当たり、積極的改善措置のうち必要と認めるものについて、数値目標を定めるものとする。
- 3 市は、プランを策定するに当たり、あらかじめ三豊市男女共同参画社会づくり推進協議会の意見を聴かななければならない。
- 4 市は、プランを策定したときは、これを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、プランの変更について準用する。

【第11条（男女共同参画プラン）解説】

男女共同参画社会基本法第14条3項の規定を受け、男女共同参画を推進するため基本となる本市の計画策定の根拠、内容及び策定にあたっての手続きについて定めています。施策については、直接的に男女共同参画を推進する施策だけでなく、結果として推進に繋がるような施策も含まれています。

男女共同参画の推進は、市、市民及び事業者が協働して取り組むべきものであるため、計画には市が実施する施策のほか、市民及び事業者が取り組むべき

内容も盛り込まれます。したがって、策定に当たっては、市長の附属機関である三豊市男女共同参画社会づくり推進協議会の意見を聴くものとします。

また、市、市民及び事業者すべてが、男女共同参画社会の形成を担っているということから計画を策定、または変更したときは速やかに公表します。

＜参考＞平成20年4月 三豊市男女共同参画推進プラン作成

平成25年3月 第2次三豊市男女共同参画推進プラン作成

(広報啓発活動)

第12条 市は、市民及び事業者が男女共同参画に関する関心を高め、理解を深めるよう、積極的に情報を提供し、広報啓発活動を行うものとする。

【第12条（交付啓発活動）解説】

市全体として男女共同参画を推進するには、市民及び事業者から男女共同参画について十分理解してもらう必要があり、市は広報、啓発活動など必要な措置を講ずることを定めています。

(教育の充実及び学習の推進)

第13条 市は、家庭教育、学校教育、社会教育その他のあらゆる教育及び学習の場において、市民の男女共同参画に関する理解を深めるため、教育の充実及び学習の推進並びにそれらの支援及び環境整備に努めるものとする。

【第13条（教育の充実及び学習の推進）解説】

男女共同参画社会の実現において、教育の果たす役割は極めて大きいので、教育に携わるものが男女共同参画の理念を理解し、あらゆる分野において、男女共同参画の視点を取り入れていくことが必要であることを定めています。

市は、男女共同参画への関心と理解を深めるために、家庭教育、学校教育、社会教育その他あらゆる教育及び学習の場において、男女共同参画に関する教育の推進に必要な支援を行います。

(推進体制の整備)

第14条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を行うよう努めるものとする。

【第14条(推進体制の整備)解説】

市が実施する男女共同参画を推進する施策を、総合的かつ効果的に実施していくため、施策を展開していくうえで、必要な財政上の措置を講ずるとともに、庁内において総合的に調整を図ることができる体制の整備に努めることを定めています。

(市民及び事業者の活動支援)

第15条 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動について、情報の提供、人材の育成その他必要な支援を行うものとする。

2 市は、男女共同参画の推進のために必要と認めるときは、市民及び事業者と会議を開催し、又は事業者に対して男女共同参画の状況について報告を求めることができるものとする。

【第15条(市民及び事業者の活動支援)解説】

市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に資する自主活動に対して、男女共同参画の基本理念を深めるための支援として、情報提供やその他必要な支援を協働して行うことの必要性を定めています。

(ワーク・ライフ・バランスの促進)

第16条 市は、ワーク・ライフ・バランスを図ることができるよう、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

【第16条(ワーク・ライフ・バランスの促進)解説】

少子高齢化社会の中で、男女共同参画社会を実現するには、男女の性別にかかわらず、家庭生活と職場や地域などでの生活における活動を両立させること

ができ、家族を構成する人が安心して家庭生活や仕事上における責任を果たせるように、相互に協力しながら一体となって支え合うことが必要です。市は、そのために必要な支援を行います。

(防災における男女共同参画の促進)

第17条 市は、防災に係る施策及び現場における男女共同参画を促進し、男女双方の視点を取り入れた防災体制の構築に努めるものとする。

【第17条（防災における男女共同参画の促進）解説】

地震等大きな災害への対応や復興にあたり、市に対して男女共同参画の視点にたった対策を講ずることを定めています。

(積極的改善措置)

第18条 市は、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に関し、男女間の格差が生じている場合は、市民等並びに国及び県その他の地方公共団体と協力し、必要な範囲において、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、市民等に対し積極的改善措置を講ずるための情報提供及び支援を行うものとする。

【第18条（積極的改善措置）解説】

あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、男女の均衡が図れるよう必要な範囲内において、男女いずれか一方に対し、機会を積極的に提供するよう努めるよう定めています。例えば、施策、方針決定の場への女性の登用について、各種行政委員や審議会等における女性委員の登用を積極的に図ることにより、男女の視点の違いによる意見を施策に反映させることができます。

(調査研究)

第19条 市は、男女共同参画の推進に必要な事項について、調査研究を行い、その結果を男女共同参画の推進に関する施策に反映するものとする。

【第 19 条（調査研究）解説】

男女共同参画に関する国内外の動向や市施策の推進状況、市民の意識などを的確に把握し、今後の施策に反映させるため、調査とその分析・研究を行うことを定めています。

（実施状況の公表）

第 20 条 市は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、公表するものとする。

【第 20 条（実施状況の公表）解説】

男女共同参画を推進していくためには、施策としてどのようなものが実施され、どのような効果があったかを検証する必要があります。市では、三豊市男女共同参画プランの推進状況を明らかにするため、毎年、プランに基づいた施策の実施状況を男女共同参画社会づくり推進協議会に報告し、公表します。公表していくことで、男女共同参画に対する理解と意識の高揚を図るものです。

（相談及び苦情の対応）

第 21 条 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害に関して、市民又は事業者から相談があったときは、関係機関と連携して適切に対応するものとする。

2 市は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関して、市民又は事業者から苦情の申出があったときは、適切な措置を講じるものとする。

3 市は、前項の申出があった場合において、必要と認めるときは、三豊市男女共同参画社会づくり推進協議会の意見を聴くものとする。

【第 21 条（相談及び苦情の対応）解説】

人権の侵害に関する市民の相談に対し、問題解決に向けて助言等を行うとともに関係機関と緊密に連携し対応することを明記します。

また、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策または男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策について、市民及び事業者等から意見や苦情に対

応することを規定しています。

第4章 雑則（第22条）

（委任）

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【第22条（委任）解説】

条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める規則等へ委任することを規定します。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。